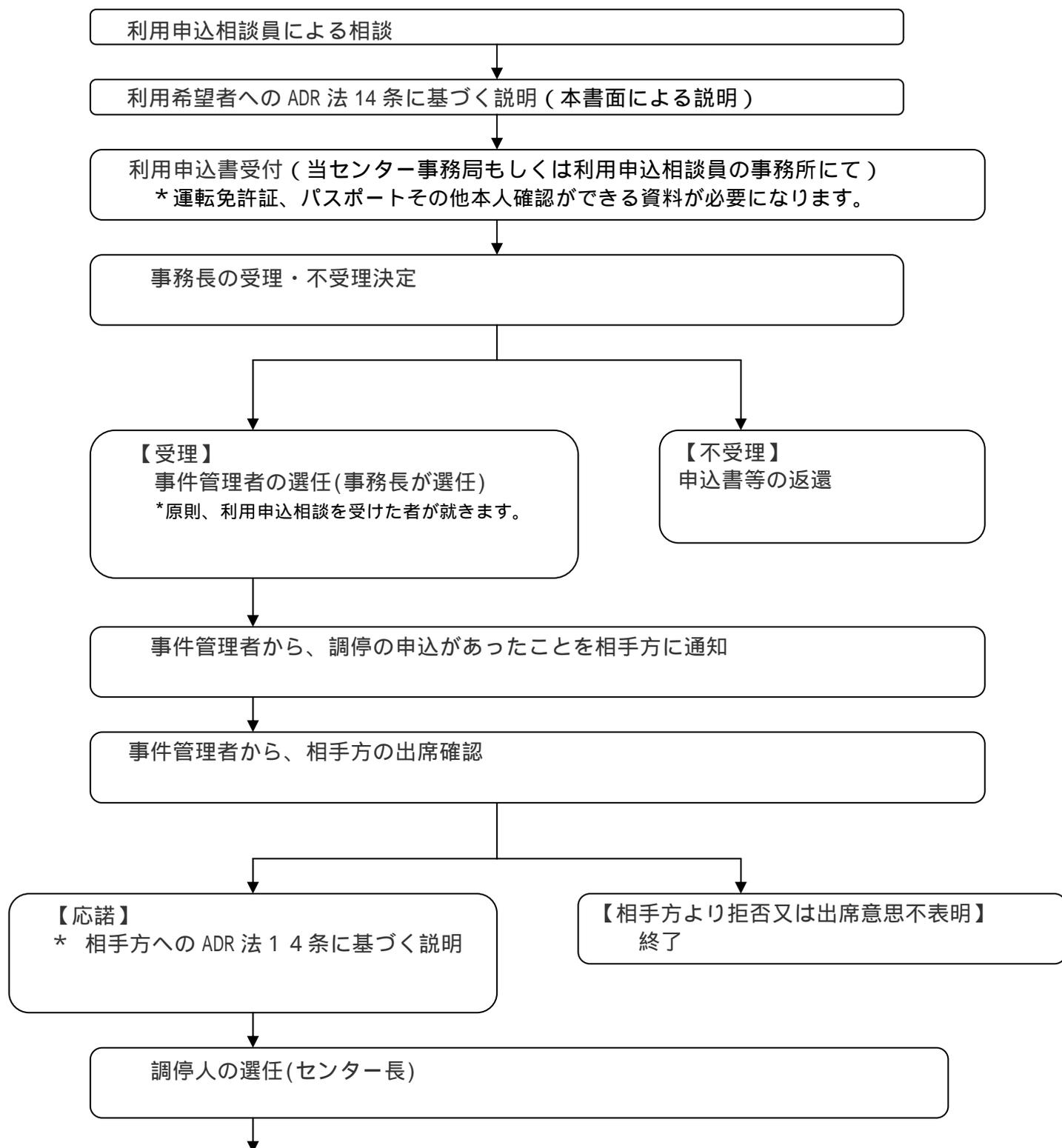
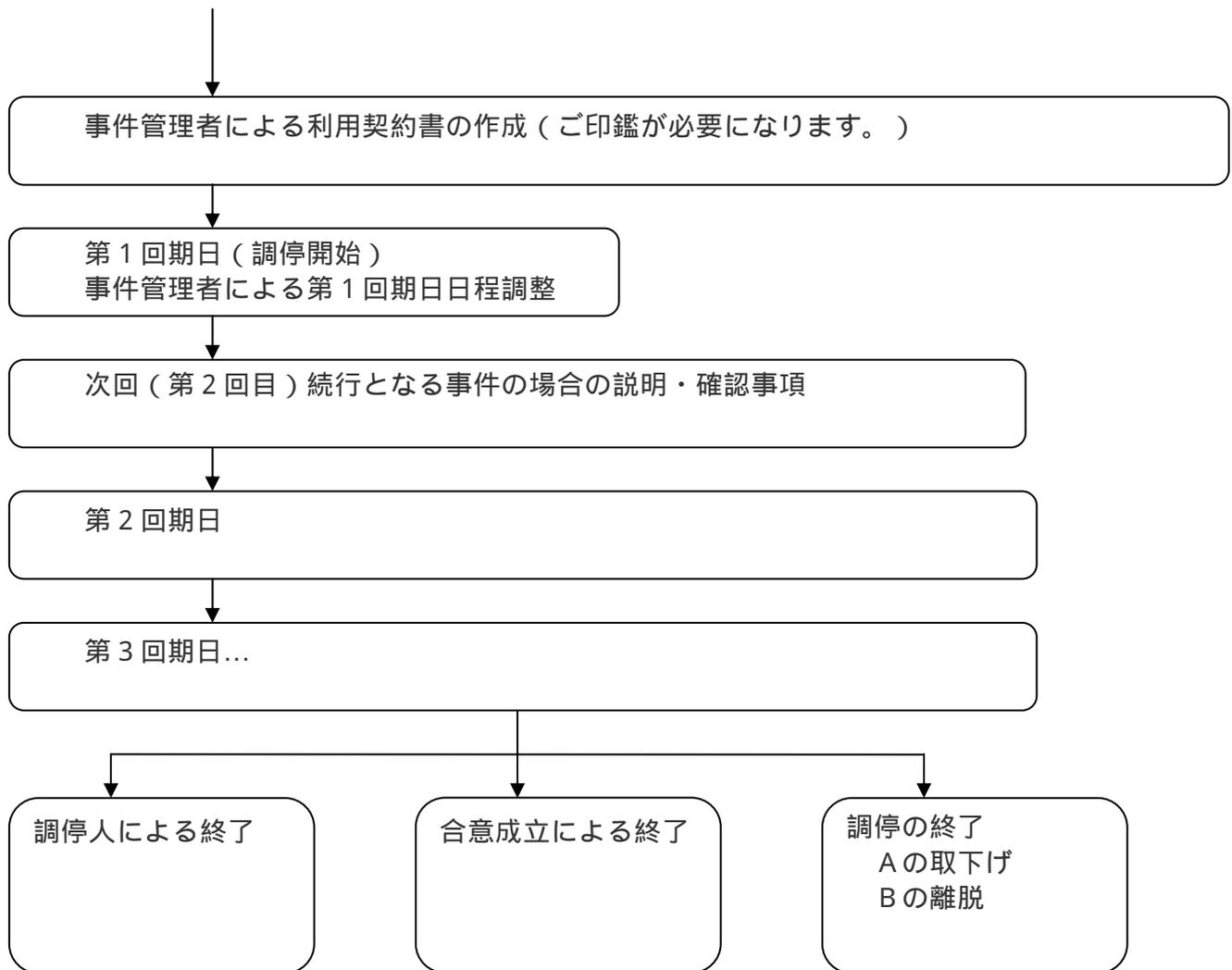


調停センター利用申込にあたって

神奈川県司法書士会調停センター

< 調停の進行について >





< 事件管理者について >

「事件管理者」とは、利用者の方に、当センターをご利用頂くにあたり必要な説明・案内をする者です。

具体的には、

- 申込頂く方への利用相談員になること
- 申込に際しての必要書類等のご案内
- 相手方として、ご利用頂く方への通知及びご案内
- 第1回目の話し合いの日程調整及び必要書類等のご案内
- 利用契約書の作成に関する説明及びご案内
- その他、手続終了までの案内役

をいたします。

利用者の皆様は、手続終了まで、ご不明なことは事件管理者にご相談下さい。